

税務訴訟資料 第264号-64 (順号12445)

最高裁判所 (第三小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成●●年 (〇〇) 第●●号 所得税
更正及び加算税賦課決定一部取消等請求上告及び上告受理事件

国側当事者・千葉東税務署長事務承継者三島税務署長)

平成26年3月28日棄却・不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成24年5月31日判決、本資料2
62号-110・順号11960)

(第一審・千葉地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成23年12月9日判決、本資料2
61号-239・順号11829)

決 定

| | |
|----------|-------|
| 上告人兼申立人 | 甲 |
| 被上告人兼相手方 | 国 |
| 同代表者法務大臣 | 谷垣 禎一 |
| 同指定代理人 | 岡部 博昭 |

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成26年3月28日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 寺田 逸郎
裁判官 岡部 喜代子
裁判官 大谷 剛彦
裁判官 大橋 正春
裁判官 木内 道祥

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。